

就業措置のプロセス

1. 適切な医学情報の把握/確認
 - ・ 本人からの診断書提出 / 本人訴え / 所属長・人事からの情報 / 健康診断の所見 / 主治医への確認
2. 本人ー産業医との面談
 - ・ 医学的状況の確認 / 産業医学的考察 / 本人の希望を聴取 / 合意事項の形成
3. 上司ー産業医との面談
 - ・ 本人状況の確認 / 産業医学的観点から就業措置を説明(根拠と手順) / 合意事項の形成
4. 三者にて面談(必要時「人事」の同席)
 - ・ 合意事項の確認
5. 文書の発行
 - ・ 産業医起票 / 文書の承認ルートの確認 / 保管部門の確認
 - ・ 定期的な遵守確認 / 随時・定期的の見直し



具体的な措置事項

- ・ 出社禁止(自宅療養/入院治療)
- ・ 夜間勤務禁止
- ・ 夜間勤務制限(例:月2回まで)
- ・ 時間外勤務禁止
- ・ 時間外勤務制限(例:月20時間まで)
- ・ 就業時間制限(例:10:00-16:00)
- ・ 出張制限(例:頻度の規定、距離範囲)
- ・ 出張禁止
- ・ その他(例:高所作業禁止、一人作業禁止、重量物作業禁止、運転作業禁止、個人車両使用、サンダル履き許可)



措置期間を明示しておくこと